

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人田中学の上告趣意について

同第一の一は、憲法三一条、三三条、三四条違反をいうが、所論主張の詐欺被疑事実による被告人の逮捕・勾留が検査権の濫用として違法であるということはできないとした原判断は相当であるから、右逮捕・勾留が違法であることを前提とする所論違憲の主張は、その前提を欠き、適法な上告理由にあたらない。

同第一の二に、憲法三八条違反をいうが、所論自白につき任意性があるとした原判断は相当であるから、所論違憲の主張は、前提を欠き、適法な上告理由にあたらない。

同第二は、憲法三六条違反をいうが、死刑が憲法三六条に違反しないことは当裁判所の判例（昭和二二年（れ）第一一九号同二三年三月一二日大法廷判決・刑集二巻三号一九一頁）とするところであるから、所論は理由がない。

被告人本人の上告趣意について

所論は、単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、適法な上告理由にあたらぬ。

なお、所論にかんがみ、職権で記録を精査したが、被告人がA及びBを殺害したものと認められたとした原判決の認定は、正当である。

よつて、刑訴法四一四条、三九六条、一八一条一項但書により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

検察官中川一 公判出席

昭和五三年六月二二日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	団	藤	重	光
裁判官	岸		盛	一
裁判官	岸	上	康	夫
裁判官	藤	崎	萬	里
裁判官	本	山		亨